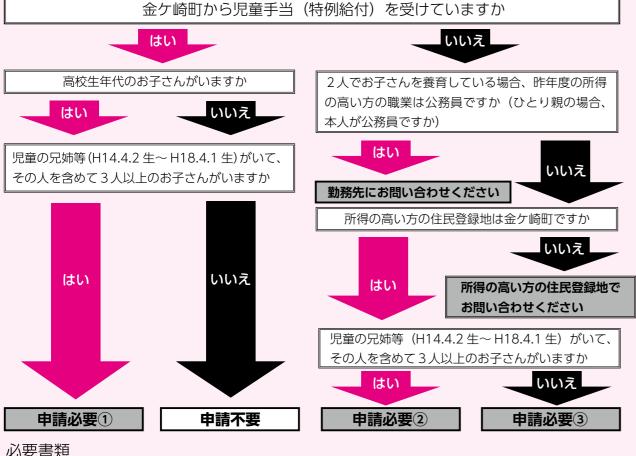
児童手当の制度改正に伴う申請手続きについて

広報かねがさき6月号でお知らせしたとおり、令和6年10月から児童手当が改正となります。 改正後の初回支給日は12月10日です。

- ・支給対象児童を高校生年代まで延長
- 所得制限の撤廃
- ・児童のカウント対象を22歳の年度末までの子(親等の経済負担がある場合)に拡充
- ・第3子以降の支給額を児童1人あたり月額30,000円に増額
- ・支給回数を年3回から年6回(偶数月)に変更

支給にあたっては申請が必要な場合と不要な場合があります。下記のフローチャートでご確認の上、

①~③に該当する方は申請が必要となりますので、10月11日までに申請してください。



- ○額改定認定請求書
- ○監護相当・生計費の負担についての確認書

② ○認定請求書

○監護相当・生計費の負担についての確認書

③ ○認定請求書

※高校生年代までの児童と別居している場合、別居監護申立書の提出も必要となります。

現在児童手当を受給している方、所得超過により消滅している方及び金ケ崎町に住所がある高校生年代の児童がいる 保護者には上記必要書類をお送りしています。上記フローチャートを確認の上、申請が必要な場合で必要書類が届いて いない人は、子育て支援課までお問合せください。

申請期限

申請場所

10月11日金

子育て支援課 (金ケ崎町西根鑓水 53)

※期限を過ぎてからの申請の場合、支払いが遅れます。

問 子育て支援課(☎44-4611)

知らせてほしい、心の SOS

あなたの声を 聴かせてください。

~ 9月は「自殺防止月間」~

悩んでいるとき、自分だけで答えを出そうとしていませんか?誰かに聞いてもらうことで気持ちが 楽になることもあります。心がもやもやしたり、ざわついたら、電話や SNS で相談してみませんか。



電話相談はこちら

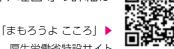
相談機関	連絡先	受付日時	
町保健福祉センター	☎ 0197-44-4560	月~6 午前8時30分~午後5時 ※土日・祝日除く	
奥州保健所	☎ 0197-22-2831	『月~6日 午前 9 時~午後 4 時 30 分 ※祝日除く場合あり	
チャイルドライン 18 歳までの子供がかける電話	☎ 0120-99-7777	午後4時~9時	
いのちの電話	☎ 0120-783-556	午後 4 時~ 9 時 ※毎月 10 日は午前 8 時から 24 時間対応	
よりそいホットライン	☎ 0120-279-226	24 時間対応	

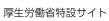


・・・・」 SNS 相談はこちら

LINE か	チャットでの相談	
「生きづらびっと」	「10 代 20 代の女の子専用 LINE」	「あなたのいばしょチャット相談」
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
相談時間	相談時間	受付時間
毎日午前8時~午後10時30分	月・丞∼ 量 午前 10 時~午後 10 時	24 時間対応
(受付午後 10 時まで)	(受付午後 9 時 30 分まで)	

※上記以外でも相談できる窓口があります。また、上記の対応時間や曜日等の詳細は こちらから確認できます。





岩手県では毎年9月を「自殺防止月間」、自殺対策基本法では毎年9月10日~ 16日を『自殺予防週間』と定めています。「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」 の実現に向け、自殺についての誤解や偏見をなくし、自殺の危険を示すサインと危険 に気付いたときの対応方法、命の大切さなどの理解を深めることを目的としています。

11 広報かねがさき●令和6年9月 広報かねがさき● 2024-9 10